

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（2024年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	32.95	3.00
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	65.88	5.99
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	131.76	11.98
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	197.64	17.97
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	329.41	29.95
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	329.41	29.95
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	98.38	8.94
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	196.78	17.89
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	196.78	17.89

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	290.40	26.40
上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	96.80	8.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	240.90	21.90
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	80.30	7.30
電力量料金		
1キロワット時につき	7.62	0.69
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	290.40	26.40
上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	96.80	8.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	240.90	21.90
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	80.30	7.30
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.13	0.74
夜間時間		
1キロワット時につき	7.07	0.64
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.39	1.13

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	460.90	41.90
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	378.40	34.40
電力量料金		
1キロワット時につき	4.69	0.43
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	460.90	41.90
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	378.40	34.40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	4.97	0.45
夜間時間		
1キロワット時につき	4.37	0.40
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.24	1.11
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	663.30	60.30
電力量料金		
1キロワット時につき	2.29	0.21
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	663.30	60.30
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.45	0.22
夜間時間		
1キロワット時につき	2.09	0.19

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧従量接続送電サービス 1キロワット時につき	13.17	1.20
特別高圧標準接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	440.00	40.00
電力量料金 1キロワット時につき	0.84	0.08
特別高圧時間帯別接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	440.00	40.00
電力量料金 昼間時間 1キロワット時につき	0.86	0.08
夜間時間 1キロワット時につき	0.81	0.07
特別高圧従量接続送電サービス 1キロワット時につき	8.05	0.73
1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い ピークシフト割引額 ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	397.10	36.10
特別高圧で供給する場合	264.00	24.00
臨時接続送電サービス 臨時接続送電サービス料金 電灯臨時定額接続送電サービス 1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2.92	0.27
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	5.84	0.53
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	5.84	0.53
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	58.40	5.31
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	58.40	5.31
電灯臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	8.38	0.76
動力臨時定額接続送電サービス 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	77.81	7.07

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	5.62	0.51
高圧臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	2.75	0.25
特別高圧臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	1.00	0.09
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービスA 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	96.80	8.80
特別高圧で供給する場合	77.00	7.00
予備送電サービスB 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	185.90	16.90
特別高圧で供給する場合	116.60	10.60
系統連系受電サービス 系統連系受電サービス料金 基本料金 系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	97.98	8.91
電力量料金 1キロワット時につき	0.32	0.03
系統設備効率化割引 系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引A単価 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき 別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-1の場合	32.19	2.93
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-2の場合	5.78	0.53
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-3の場合	2.89	0.26

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
22 (系統連系受電サービス) (3) ハ(ロ)a(a)以外の場合 系統連系受電課金対象電力1キ ロワットにつき		
別表2 (系統設備効率化割引 の対象変電所等) (1)の割引区 分A-1の場合	32.19	2.93
別表2 (系統設備効率化割引 の対象変電所等) (1)の割引区 分A-2の場合	11.55	1.05
別表2 (系統設備効率化割引 の対象変電所等) (1)の割引区 分A-3の場合	5.78	0.53
系統設備効率化割引B単価 系統連系受電課金対象電力1キロ ワットにつき		
別表2 (系統設備効率化割引の 対象変電所等) (1)の割引区分B -1の場合	60.35	5.49
別表2 (系統設備効率化割引の 対象変電所等) (1)の割引区分B -2の場合	21.92	1.99